消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百十五号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）第十一条第一項に規定する食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

附　則

この政令は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

予防接種法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百十六号

予防接種法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十七条第一項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十二条、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「二十万六千円」を「二十万九千円」に改める。

附則第三項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「二十万六千円」を「二十万九千円」に改める。

一　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第十九条

二　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第十三条第一項

三　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）第十二条第一項

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和元年九月三十日以前の死亡に係る予防接種法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

検疫法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第百十七号

検疫法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条及び第二十六条の二、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十五条第一項並びに覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（検疫法施行令の一部改正）

第一条　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二船舶の全部に対する衛生検査の項中「一五、八〇〇円」を「一五、九〇〇円」に改め、同表航空機に対する衛生検査の項中「六、七〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「一二、一〇〇円」を「一二、三〇〇円」に改め、同表人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中「二、九〇〇円」を「三、〇〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、一五〇円」を「四、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表船舶の全部に対する消毒の項中「四三、三〇〇円」を「四三、九〇〇円」に、「八一、